

NEWS LETTER

今年も年度末を迎えます。会社では異動など動きの多い時期ですが、皆様、然るべき手続きはお済みでしょうか？

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

3

2015



給与所得控除額の上限引き下げは、
28年分から

太陽光発電設備投資に係る
優遇税制
36協定作成時に
誤りやすいポイント
1月に発表された
中小・小規模事業者向け支援策

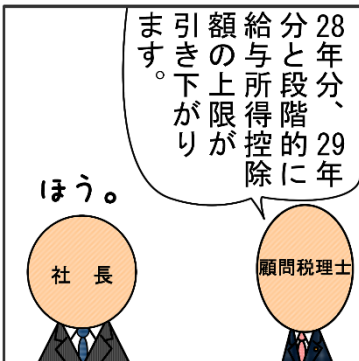
中村太郎税理士事務所
東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

給与所得控除額の上限引き下げは、28年分から



平成28年から給与所得控除額が段階的に引き下げられます。

聞いてないよ？



■ 給与所得控除額とは

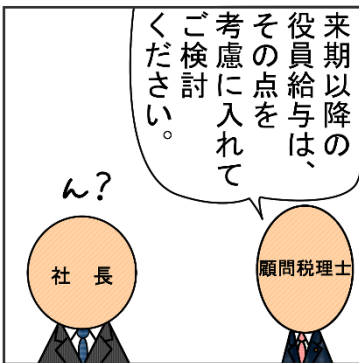
給与について税金の計算をする場合、原則としてまず次の算式を用いて、課税対象となる「給与所得」の額を計算します。

$$\text{給与収入（年間）} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得}$$

給与所得控除とは、給与を得るための経費を概算で計算した控除項目であり、給与所得控除額は給与の年収額に応じて、次のように金額が定められています。

年収額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額 × 40% (65万円未満のときは、65万円)
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円超 1,500万円以下	収入金額 × 5% + 170万円
1,500万円超	245万円

※年収額が660万円未満の場合は上記表ではなく、別表第5（年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表）により給与所得控除後の所得金額を求めます。（所法28④）下表に同じ。

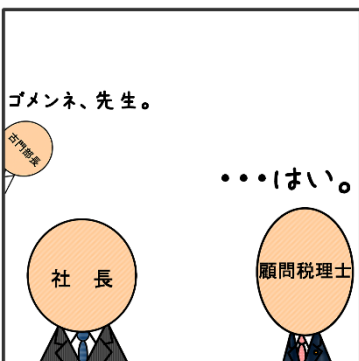


■ 平成28年分より上限額が段階的に引き下げへ

平成24年度税制改正により、平成25年分から年収1,500万円超の場合の給与所得控除額について、上限が245万円となりました。これが、平成26年度税制改正により、さらに上限額が引き下げられます。具体的には、次の通りです。



年収額	給与所得控除額		
	平成27年分	28年分	29年分～
180万円以下	収入金額 × 40% (65万円未満のときは、65万円)	同左	同左
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円	同左	同左
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円	同左	同左
660万円超 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円	同左	同左
1,000万円超 1,200万円以下	収入金額 × 5% + 170万円	同左	
1,200万円超 1,500万円以下	収入金額 × 5% + 170万円	230万円	220万円
1,500万円超	245万円		



役員給与の額や個人事業から法人成りへの検討の際のシミュレーションでは、上限額引き下げによる影響を考慮に入れてご検討いただくように、ご留意ください。

太陽光発電設備投資に係る 優遇税制



青色申告法人であるA社は、遊休地に太陽光発電設備を設置して売電を行う準備をしています。この設備は、環境関連投資促進税制の適用対象設備に該当します。この設備の取得は平成27年5月になりそうですが、環境関連投資促進税制による即時償却は適用できますか？



ご相談の場合は、環境関連投資促進税制による即時償却は適用できません。

したがってご相談の場合は、環境関連投資促進税制を適用して即時償却を行うことは、認められません。

環境関連投資促進税制とは

青色申告法人が平成28年3月31日までに新品の設備等を取得等して、その取得等をした日から1年以内に国内での事業として供した場合には、その事業供用年度で特別償却又は税額控除（税額控除は中小企業者等に限りません。）を適用することができます。この「新品の設備等」には、出力10kw以上の一定の太陽光発電設備が含まれています。

特別償却と税額控除

太陽光発電設備に係る環境関連投資促進税制での特別償却と税額控除の限度額は、下表のとおりです。ご覧いただいておりますとおり、即時償却を適用できるのは、平成27年3月31日までの取得等に限られます。

生産性向上設備投資促進税制の適用を検討

もし今回のケースで即時償却をお考えであれば、例えば生産性向上設備投資促進税制の適用を検討されてはいかがでしょうか。

この税制の適用対象設備に該当するのであれば下表のとおり、平成27年5月の取得等であっても、即時償却を適用することができます。ただしこの税制では、適用期間内での取得かつ事業供用が求められている点が環境関連投資促進税制と異なります。またこの税制を適用する類型（A類型・B類型）によって、要件や手続き等が異なります。適用にあたっては、ご注意ください。

なお中小企業者等であれば、中小企業者投資促進税制の拡充措置もあります。適用できるかどうかあわせて確認してみましょう。

【表】太陽光発電設備に係る優遇税制の適用限度額

		(取得等の日) ————— H27.3.31 ————— H28.3.31 ————— H29.3.31	
環境関連投資 促進税制	特別償却	即時償却 (取得価額－普通償却限度額)	取得価額×30%
	OR 税額控除	取得価額×7%（上限は、法人税額×20%） 控除しきれない税額は、1年繰り越し可能。	
（平成27年度税制改正により、 H28.4.1以降の取得等は廃止予定。）			
		(取得等かつ事業供用日) ————— H27.3.31 ————— H28.3.31 ————— H29.3.31	
生産性向上設備 投資促進税制	特別償却	即時償却 (取得価額－普通償却限度額)	取得価額×50%
	OR 税額控除	取得価額×5% [※]	
※いずれも『法人税額×20%』が限度。控除しきれない税額について、1年繰り越し不可。			
		(取得等かつ事業供用日) ————— H27.3.31 ————— H28.3.31 ————— H29.3.31	
中小企業者投資 促進税制の 拡充措置	特別償却	即時償却 (取得価額－普通償却限度額)	
	OR 税額控除	取得価額×10% [※] （上限は、法人税額×20%） 控除しきれない税額は、1年繰り越し可能。※資本金3,000万円超1億円以下の場合は、7%	

36協定作成時に誤りやすいポイント

従業員が時間外労働や休日労働を行うには、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署へ届け出る必要があります。この協定は4月からの年度にあわせて締結している企業が多いことから、今回は、36協定の作成時に誤りやすいポイントを取り上げましょう。

法定労働時間を超えて 時間外労働を行える時間数

36協定には、法定労働時間を超えて時間外労働を行う時間数を記入することになっていますが、ここに何時間と記入すればよいのか、あるいは時間数に制限はないのかなど、作成する際に判断に迷うことがあるのではないのでしょうか。そもそも36協定における時間数は無制限に認められるものではなく、下表のとおり、時間外労働の限度に関する基準（平成10年労働省告示第154号）において限度時間が設けられており、この範囲内で時間数を決めることが原則となります。

表 限度時間

期間	限度時間	
	一般労働者	1年単位の变形労働時間制を採用している労働者
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1ヶ月	45時間	42時間
2ヶ月	81時間	75時間
3ヶ月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

時間外労働の限度時間を超える場合の特別条項の設定と割増賃金率

繁忙期など、上記の限度時間を超えて臨時的に時間外労働を行わなければならない場合は、36協定に特別条項を設けておく必要があります。この特別条項には、限度時間を超えて働く一定の期間（1日を超え3ヶ月以内の期間、1年間）ごとに割増賃金率を記載する必

要がありますが、その記入もれが多く見られます。そのため、次の記載例のように割増賃金率を記入しておきましょう。

[記載例]

時間外労働において1ヶ月45時間、1年360時間を超えた場合の割増賃金率は2割5分とする。

協定の労働者代表の職名と 選出方法の記載

次に、36協定に労働者代表の職名と氏名、労働者代表の選出方法を記載する欄がありますが、この記入もれも多く見られます。

①労働者代表の職名

労働者代表の職名は、例えば製造部品質係員、一般販売店員のように具体的に記載することになっています。また、そもそも部長、工場長など労働時間管理の対象外である管理監督者は、労働者代表にはなれないため、選出する際には注意しましょう。

②労働者代表の選出方法

会社側から代表となる者を指名しているケースがよく見られますが、労働者代表は36協定を締結する者を選出することを明らかにして行われる投票や、挙手等の方法により選ぶ必要があります。記載欄にはその方法を記載します。朝礼など多くの従業員が集まる機会を活用して、従業員の過半数の信任を得ておきましょう。

1月に発表された 中小・小規模事業者向け支援策

平成27年1月9日に、中小企業庁が緊急経済対策や26年度補正予算案を踏まえて、中小企業・小規模事業者向けの資金繰り支援策や事業再生支援策を発表しました。ここではその発表の中から、今回創設された資金繰り支援策を中心に、概要をみていきます。

■ 原材料・エネルギーコスト高対策

原材料・エネルギーコスト高対策パッケージ融資として、セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）が拡充されるとともに、省エネルギー促進融資が創設されました。概要をまとめると次のとおりです。

	セーフティネット貸付	省エネルギー促進融資
対象者	社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者または来す恐れのある者等	利益率が低下していること、省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進すること（一定の条件あり）、という要件をすべて満たす者
対象資金	運転資金及び設備資金	設備資金
貸付期間	設備資金15年以内、長期運転資金8年以内	15年以内
貸付金利	基準利率。ただし、運転資金のうち、一定の条件に該当する場合は、利率の引下げを実施。	基準利率-0.65%
金融機関	日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等	日本政策金融公庫

■ 創業支援関連対策

地域経済活性化に資する中小企業・小規模事業者の創業を促進するため、また、創業間もない企業を支援するために、創業支援貸付利率特例制度（仮称）と、女性向け小口創業が創設されました。概要は次のとおりです。

創業支援貸付利率特例制度（仮称）

創業前及び創業後1年以内の者を対象に、貸付金利を基準利率から0.2%（女性や若者、U/Iターンによる創業は0.3%）引き下げる制度です。日本政策金融公庫が行います。

女性向け小口創業

日本政策金融公庫が行う新創業融資制度について、女性が300万円以内の借入を行う場合、対象要件（雇用要件、勤務要件及び修学要件等）を撤廃する特例が創設されました。

■ 雇用環境改善関連対策

女性が活躍しやすい環境を目指し、女性従業員の雇用環境改善に努める中小企業・小規模事業者を対象にした低利融資制度である、企業活力強化貸付が創設されました。概要は次のとおりです。

	企業活力強化貸付 (地域活性化・雇用促進資金(女性活躍関連))
対象者	以下の1~3のいずれかの要件を満たす者 1. 一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届出している者及び届け出る事業者 2. 地方自治体が推進する施策に基づき、女性従業員の活用促進に取り組む事業者 3. 次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」(くるみんマーク)の認定を受けた事業者
対象資金	運転資金及び設備資金
貸付期間	設備資金20年以内、運転資金7年以内
貸付金利	1,2の対象者：基準利率-0.4% 3の対象者：基準利率-0.65%
金融機関	日本政策金融公庫

上記以外にも、信用保証協会による資金繰り支援や、企業再生支援に関する支援策などが用意されています。詳細については、以下のURLからご確認ください。

経済産業省 中小企業・小規模事業者への資金繰り支援・事業再生支援を強化します
<http://www.meti.go.jp/press/2014/01/20150109006/20150109006.html>

クリップアートの提供が終了しました

マイクロソフトオフィスを利用している方であれば、マイクロソフトがオンラインで無償提供するクリップアートを利用したことがあるのではないのでしょうか。そのマイクロソフトがクリップアートの提供を終了すると、平成26年12月1日にオフィス公式ブログにて発表しました。

■今はどうなっているのか

例えばマイクロソフトワード2013やエクセル2013では、これまで、挿入タブからオンライン画像をクリックして検索することによって、マイクロソフト提供のクリップアートの中から、目的に合った写真やイラストをファイルに挿入することができました。

しかし平成27年1月時点では、マイクロソフト提供のクリップアートを検索することができず、Bingイメージ検索のみとなっています（※）。

■これからどうやって探すか

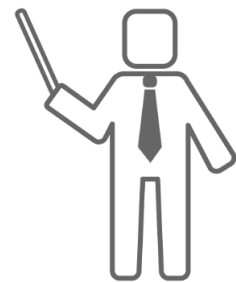
一般的に写真やイラストには著作権があるため、気に入った写真やイラストを利用したい場合は、著作者等に許可を得る必要があります。当然ですが、許可を得られないケースもあります。一方、マイクロソフト提供のクリップアートの場合、利用条件などを気にせず利用することができました。その点で、非常に使い勝手の良いサービスであったといえます。

現在、マイクロソフトオフィス等で利用可能なBingイメージ検索で検索した写真やイラストなどを利用する場合は、一つ一つ利用条件を確認してから利用する必要があります。

著作者等に許可を得る時間的な余裕がない場合などは、いわゆる“商用フリー”と呼ばれる画像サイトを検索して、その中からイメージに合ったものを利用することになるでしょう（商用フリーといっても利用条件がサイトによって異なるため、利用条件は確認する必要があります）。その他、市販されている商用フリーの素材集を利用する方法もあります。

イラストや写真などの画像は、webページや研修のレジュメ、顧客へ配布する情報誌、プレゼンテーション資料など、多くの読み物に欠かせないものです。画像を加えることで、読者の注目を集めることができたり、内容のイメージをより膨らませたりするといった効果が期待できます。

これまでクリップアートに頼ってきた方は、目的に合った写真やイラストなどの入手先を検討する必要があります。



（※）なお、これまで自分のパソコンやタブレット、携帯電話などのデバイスや、「OneDrive」、「SharePoint」に保存してあるマイクロソフト提供のクリップアートは、今後も利用できるということです。

今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にとっては、年度最終時期です。もれのないよう処理をしましょう。

2015年3月

お仕事備忘録

1. 国外財産調書

2. 所得税の総収入金額報告書

3. 確定申告の税額の延納の届出書

4. 個人の青色申告の承認申請

5. 所得税の更正の請求

6. 入社式の準備と最終確認

1. 国外財産調書

居住者（非永住者以外の居住者に限られます。）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日（今年は3月16日）までに提出しなければなりません。この場合、「財産及び債務の明細書」を作成する居住者であるときは、国外財産調書に記載した国外財産は、この明細書には記載しません。

2. 所得税の総収入金額報告書

次のすべてに該当する人が提出する義務があります。

- (1) 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている
- (2) その年中の(1)の所得の総収入金額の合計額が3,000万円を超える
- (3) その年分の確定申告書を提出していない

つまり、所得がゼロやマイナスであって確定申告書を提出する義務がなくても、総収入金額の合計額が3,000万円を超えてしまえば、3月15日（今年は3月16日）までに提出しなければなりません。ただし損失申告書や還付申告書を提出していれば、提出する必要はありません。

3. 確定申告の税額の延納の届出書

確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。

ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件です。つまり、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。

なお、納付期限は3月15日（今年は3月16日）、延納期限は納付した年の5月31日（今年は6月1日）です。

4. 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに所轄税務署へ到達しなければなりません（到達日基準）。余裕をもって申請書を提出しましょう。

ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

5. 所得税の更正の請求

確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合について一定の場合には、次の期間に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

1. 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税の場合
 - (1) 通常申告・・・申告期限（3月15日）から1年以内
 - (2) 還付申告・・・提出日から1年以内
2. 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税の場合
 - (1) 通常申告・・・申告期限（3月15日）から5年以内
 - (2) 還付申告・・・提出日から5年以内

6. 入社式の準備と最終確認

いよいよ新入社員が入社します。次の最終チェックリストで準備のもれがないかどうか確認しましょう。

- ◆式次第の作成、挨拶する方への依頼などは済んでいますか？
- ◆新入社員への連絡はできていますか？
- ◆記念撮影の準備はできていますか？
- ◆歓迎会の準備、進行打合せはできていますか？
- ◆オリエンテーションなどの準備はできていますか？
- ◆配付備品は整っていますか？
- ◆社会保険事務、源泉徴収事務の準備はできていますか？



2015.3

確定申告期限であると同時に、3月決算会社は年度末です。また、4月入社準備等に追われる時期でもあります。もれのないようにスケジュールを立てましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	日	大安	
2	月	赤口	
3	火	先勝	
4	水	友引	
5	木	先負	
6	金	仏滅 啓蟄	
7	土	大安	
8	日	赤口	
9	月	先勝	
10	火	友引	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(2月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	水	先負	
12	木	仏滅	
13	金	大安	
14	土	赤口	
15	日	先勝	
16	月	友引	●確定申告の提出期限(所得税、住民税)、所得税納付期限(現金納付) ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●国外財産調書の提出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●個人の青色申告の承認申請期限(1月16日以降新規業務開始を除く) ●贈与税の申告の提出・納付期限
17	火	先負	
18	水	仏滅	
19	木	大安	
20	金	友引	
21	土	先負	春分の日 春分
22	日	仏滅	
23	月	大安	
24	火	赤口	
25	水	先勝	
26	木	友引	
27	金	先負	
28	土	仏滅	
29	日	大安	
30	月	赤口	
31	火	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払(2月分) ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限(現金納付) ●有害物ばく露作業報告書の提出